

「手話言語条例」と「障害者の意思疎通に関する条例」の関係

全ての市民を対象とした「共生社会」の充実

協働

テーマ

言語

施策

手話は言語である

手や顔などの視覚による
手話言語

「手話は言語である」
ことを基盤とする施策

手話言語の5つの権利
「手話を獲得する」
「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」
「手話を使う」「手話の保存」

障害特性に応じた
意思疎通支援の重要性

聴覚と音声による
音声言語としての日本語

「音声言語である日本語」
をベースとする意思疎通支援

手話通訳、要約筆記、筆談、
代筆・代読、点字、音声、触手話、
指文字、絵図、平易な表現、
コミュニケーションボード、
情報機器 など

手話言語条例

障害者の意思疎通に関する条例

「共生社会」の基盤